

○厚生労働省告示第九十二号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）に基づき、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成十二年三月厚生省告示第七十二号）の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から適用する。

平成十四年三月十一日

厚生労働大臣 坂口 力

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

患者の区分	健康保険の算定方法に掲げる療養
要介護被保険者等である患者（以下単に「患者」という。）のうち入院中以外のもの	別表第一第1章第1部並びに第2章第1部、第2部（区分C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料、C006に掲げる在宅訪問リハビリテーション指導管理料、C008に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料及びC009に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料に係る部分を除く。）並びに第3部から第12部まで、別表第二（区分C001に掲げる訪問歯科衛生指導料及びC003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る部分を除

<p>法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを 行う法第七条第二十三項に規定する療養病床等（療養病床のうちその一部について専ら要介護者を入院させるものにあつては、当該専ら要介護者を入院させる部分に限る。以下「介護療養病床等」という。）以外の病床に入院している患者（短期入所療養介護（同条第十四項に規定する短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を受けている患者を除く。）</p>	<p>く。）並びに別表第三（区分15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る部分を除く。）による点数が算定されるべき療養 別表第一第1章第2部及び第2章並びに別表第二による点数が算定されるべき療養</p>
<p>介護療養病床等（老人性痴呆疾患</p>	<p>別表第一第2章第1部（区分B0001の10に掲げる入院栄養食</p>

療養病棟の病床を除く。)に入院している患者及び短期入所療養介護(法第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設の療養室、老人性痴呆疾患療養病棟の病床又は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される同令第四百四十四条に規定する基準適合診療所に係る病床において行われるものを除く。別表第二において同じ。)を受けている患者

事指導料、B00612に掲げる退院指導料、B0007に掲げる退院前訪問指導料、B0008に掲げる薬剤管理指導料、B0009に掲げる診療情報提供料(A)(注1から注3までに係る場合に限る。)、B010に掲げる診療情報提供料(B)(注6に係る場合を除く。)、B011に掲げる診療情報提供料(C)及びB012に掲げる診療情報提供料(D)に係る部分を除く。)、第4部(第1節に掲げるエックス線診断料の4イ、区分E001の1に掲げる写真診断のうち単純撮影及びE002の1に掲げる撮影のうち単純撮影に係る部分を除く。)、第6部第2節(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者(腎性貧血状態にある者に限る。))に係るエリスロポエチンに限る。)、第7部(区分H001に掲げる理学療法 of 1ロ、2ロ、3ロ及び4ロ、H002に掲げる作業療法 of 1ロ及び2ロ、H00212に掲げるリハビリテーション総合計画評価料、H003に掲げる言語聴覚療法 of 1ロ及び2ロ並びにH004に掲げる摂食機能療法に係る部分を除く。)、第8部(区分I007に掲げる精神科作業

	<p>療法、I011に掲げる精神科退院指導料及びI011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料の部分を除く。）、第9部（基本診療料の施設基準等（平成十四年三月厚生労働省告示第七十三号）別表第五の三に掲げる処置に係る部分を除く。）並びに第10部から第12部まで並びに別表第二による点数が算定されるべき療養</p>
<p>介護療養病床等（老人性痴呆疾患療養病床の病床に限る。）に入院している患者及び老人性痴呆疾患療養病床の病床において短期入所療養介護を受けている患者</p>	<p>別表第一第1章第2部第2節区分A227に掲げる精神科措置入院診療加算並びに第2章第6部第2節（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者（腎性貧血状態にある者に限る。）に係るエリスロポエチンに限る。）並びに第8部（区分I007に掲げる精神科作業療法、I011に掲げる精神科退院指導料及びI011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料に係る部分を除く。）による点数が算定されるべき療養</p>
<p>介護老人保健施設に入所している者である患者及び介護老人保健施設において短期入所療養介護を受</p>	<p>別表第一第2章第1部区分B010に掲げる診療情報提供料(B)（注5に掲げる場合に限る。）及び同表第3章並びに別表第二による点数が算定されるべき療養</p>

けている患者

(備考)

この表において「法」とは、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）をいう。

別表第二

療 養	算 定 方 法
健康保険の算定方法別表第一第二章第1部区分B009に掲げる診療情報提供料(A)（注2に係る場合に限る。）が算定されるべき療養	同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（医師が行う場合に限る。）を行い、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の5の居宅療養管理指導費（以下「居宅療養管理指導費」という。）を算定した患者については、算定できない。
健康保険の算定方法別表第一第二章第1部区分B009に掲げる診療情報提供料(A)（注2に係る場合に限る。）及びB011に掲げる診療情報提供料(C)が算定されるべき療養	短期入所療養介護を受けている患者については、算定できる。

<p>健康保険の算定方法別表第一第二章第2部第1節区分C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料が算定されるべき療養</p>	<p>特掲診療料の施設基準等（平成十四年三月厚生労働省告示第七十四号）別表第六に規定する疾病等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係る場合に限り、算定できる。</p>
<p>健康保険の算定方法別表第一第二章第8部第1節区分I005に掲げる入院集団精神療法及びI008に掲げる入院生活技能訓練療法が算定されるべき療養</p>	<p>同一日に、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年二月厚生省告示第三十号）別表の13に掲げる精神科作業療法又は14に掲げる痴呆性老人入院精神療法を行い、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の9ニ(2)の特定診療費又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）別表第一3ハ(4)の特定診療費を算定した患者については、算定できない。</p>
<p>健康保険の算定方法別表第二第二章第1部区分B000に掲げる歯科口腔衛生指導料、B001に掲げる歯周疾患指導管理料、B00</p>	<p>同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（歯科医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。</p>

<p>2に掲げる歯科特定疾患療養指導料及びB009に掲げる診療情報提供料(A)(注2に掲げる場合に限り。)が算定されるべき療養</p>	<p>同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導(薬剤師が行う場合に限る。)を行い、居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。</p>
<p>健康保険の算定方法別表第三第二節各区分(区分15を除く。)に掲げる薬剤服用歴管理・指導料、薬剤情報提供料1及び2、長期投薬情報提供料、医薬品品質情報提供料、調剤情報提供料並びに服薬情報提供料が算定されるべき療養</p>	<p>(備考)</p>
<p>この表において「法」とは、介護保険法をいう。</p>	